桐生市 男女共同参画計画

(令和3年度~令和7年度版)

く案>

桐生市

はじめに

人口減少が本格化するとともに世界有数の長寿社会を迎える我が国においては、社会経済状況の変化や、家族形態・ライフスタイルの多様化が進む一方で、社会の中に依然として残る「男は仕事、女は家庭」等の固定的な性別役割分担意識やそれに基づく慣習等が、新たな働き方や暮らし方への転換を阻み、多くの問題の解決を困難にしている状況にあります。

今後、全ての人が「人生100年時代」を豊かに暮らし、持続可能な社会を築いていくためには、誰もが若いうちから家事・育児・介護等のケアワークに主体的に関わり、自立した生活の基礎を作ることや、人生の各ステージにおいて、一人ひとりの希望に応じた多様な働き方、学び方、生き方を選択することのできる「マルチステージ型」の人生設計を可能とすることが求められています。そのためにも、全ての人が性別や年齢にかかわらず、自らの個性や能力を最大限発揮するための機会を享受できる「男女共同参画社会」の実現は不可欠といえます。

本市では、このような状況を踏まえ、より一層の男女共同参画の推進を図っていくため、「桐生市男女共同参画計画(令和3年度~令和7年度版)」を策定いたしました。

さまざまな意思決定過程における女性の参画の機会の拡大や、あらゆる施策・事業の企画、実施、評価における男女共同参画の視点の反映について、さらに取り組みを強化し、男女共同参画社会の実現に向け、各施策を展開して参ります。

また、本計画の推進は、国際社会全体の普遍的な目標として国連が掲げる、持続可能な開発目標(SDGs)の全てのゴールの達成に不可欠とされている「ジェンダー平等の実現」及び「ジェンダーの視点の主流化」にも資するものと考えております。地域全体で取り組んでいくためにも、皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やご提言をいただきました桐生市男女共同参画推進協議会の委員並びに市民意識調査にご協力いただきました皆様に心から感謝申し上げます。

令和3年3月 桐生市長 荒木 恵司

目次

第1章 計画の策定にあたって

	1	計画の趣旨		1
	2	計画の性格		1
	3	計画の期間		1
	4	計画の背景		2
		1)世界の動き		2
		2) 国の動き		2
		3)群馬県の動] 8	3
		4)桐生市の動] 8	3
		5)桐生市の現	状からみる課題	4
	5	計画の基本的な	考え方	6
		1)分野横断的	」な価値としての「男女共同参画」	6
		2) SDGsを	踏まえた各施策の推進	6
第2章		画の目指す方	向	7
	1	基本理念 "		7
	2	基本目標		7
	3	施策の体系		8
	4	計画とSDGs		9
	5	指標一覧 …		10
第3章	施	策の展開		
	基2	本目標 [男女共	共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	11
		施策の方向1	男女共同参画を進める環境づくり	11
		施策の方向2	男女共同参画の視点に立った教育の推進	14
	<u>基</u> z	本目標Ⅱ あらぬ	ゆる分野における男女共同参画推進	17
		施策の方向1	政策・方針決定過程への女性の参画拡大	17
		施策の方向2	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現 …	20

		基本目標Ⅲ 男	女がともに安全安心	に暮らせるまちづく	<u>()</u>	24	4
		施策の方向1	女性等に対するある	らゆる暴力の根絶	•••••	24	4
		施策の方向2	男女共同参画の視点	点を踏まえた防災体	制の強化	27	7
		施策の方向3	生涯にわたる健康で	づくり支援	•••••	29	9
		施策の方向4	支援を必要とする人	人が安心して暮らせ	る環境づくり	32	2
第4章	=	一画の推進体制	i)				
第4章	計 1		司参画推進協議会			35	5
第4章		桐生市男女共同				3.	-
第4章	1	桐生市男女共同桐生市男女共同	司参画推進協議会		••••••	35	5

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

平成11年(1999年)6月、わが国では「女性も男性も全ての個人が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現」を目指し、「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

これを受けて本市では、平成12年(2000年)に「桐生ジェンダー・フリープラン21」を策定し、その後、名称を「桐生市男女共同参画計画」と改め、改定を重ねながら、さまざまな施策に取り組んできました。

しかしながら、令和元年(2019年)度に実施した市民意識調査結果からは、固定的な性別役割分担意識やさまざまな分野における男女の不平等が依然として残っている状況が浮き彫りとなるとともに、前計画の施策の推進においても、政策・方針決定過程への女性参画のほか、多くの課題が残りました。

このような状況を踏まえ、社会状況の変化等に対応しながら、男女共同参画社会実現に向けた取り組みをさらに強化・発展させていくため、施策等を再整理し、「桐生市男女共同参画計画(令和3年度~令和7年度版)」を策定しました。

2 計画の性格

- ◆「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画として、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び県の「群馬県男女共同参画基本計画(第5次)」を勘案し、桐生市男女共同参画推進協議会や桐生市男女共同参画庁内推進会議における協議、市民意識調査、パブリックコメント等による意見を反映して策定しています。
- ◆基本目標Ⅱの項目については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6 条第2項に規定される市町村推進計画として位置付けています。
- ◆基本目標Ⅲ 施策の方向1の項目については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に規定される市町村基本計画として位置付けています。
- ◆本市の最上位計画である「桐生市第六次総合計画」の個別計画としての性格を有するとと もに、その他の市の関連計画との整合性を持つものです。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和3年(2021年)度から令和7年(2025年)度までの5年間とします。なお、計画期間中に社会経済情勢の変化があった場合は、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の背景

1)世界の動き

国連は、昭和50年(1975年)を「国際婦人年」と定め、メキシコシティで「国際婦人年世界会議」(第1回世界女性会議)を開催し、女性の地位向上を図るためのガイドラインとなる「世界行動計画」を採択しました。それに続く昭和51年(1976年)からの10年は「国際婦人の10年」とされ、女性の人権擁護と男女平等実現のための世界規模の取り組みが始まりました。

昭和54年(1979年)には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」が国連総会にて採択され、次いで、昭和60年(1985年)には、第3回世界女性会議において「2000年に向けての女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」(以下「ナイロビ将来戦略」)が採択されました。

その後、平成7年(1995年)には、北京において第4回世界女性会議が開催され、「ナイロビ将来戦略」の完全実施と12の重大問題領域についての取り組みを求める「北京宣言」及び平成12年(2000年)までに各国が取るべき行動指針である「行動綱領」が採択されました。

また、平成23年(2011年)には、ジェンダー 関連4機関が統合し、「ジェンダー 平等と女性のエンパワーメント のための国連機関(UN Women)」が発足しました。

平成27年(2015年)には、「北京宣言及び行動綱領」の採択から20年目に当たることを記念し、これまでの実施状況の評価が行われ、これらの完全かつ効果的で加速された実施に向けた宣言文が採択されました。

そして同年、国連では、国際社会全体の普遍的な目標として「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、その中に「誰一人取り残さない」をスローガンとする持続可能な開発目標(SDGs)が掲げられました。SDGsは17のゴールと169のターゲットから構成され、ゴール5に「ジェンダー平等の実現」が設定されるとともに、全てのゴールの達成において、「ジェンダーの視点の主流化が不可欠」であることが示されました。

2) 国の動き

国は、昭和50年(1975年)の「国際婦人年世界会議」「世界行動計画」を受け、昭和52年(1977年)に「国内行動計画」を策定し、昭和60年(1985年)には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」を批准しました。これを契機として、国際社会における取組みとも連動しながら、国内法や制度の整備が徐々に進められ、平成11年(1999年)6月には「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、翌年には基本法に基づく初めての法定計画である「男女共同参画基本計画」が策定されました。その後、計画は5年ごとに見直しが行われており、令和2年(2020年)12月には、「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

計画のもとにおいては、平成19年(2007年)に「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されたほか、「育児・介護休業法」の度重なる改正のもとに、育児や介護を担う労働者の仕事と家庭の両立支援が拡充されてきました。

さらに、平成27年(2015年)には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」、平成30年(2018年)には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定され、各分野における女性の活躍推進が図られています。

また、女性に対する暴力の根絶に向けて制定された、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(平成12年(2000年))や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV法)」(平成13年(2001年))についても、その後の社会の要請に応じて、支援すべき対象や内容を拡充するなど、法改正が重ねられています。

3) 群馬県の動き

群馬県においては、昭和50年(1975年)の国際婦人年を契機とする国際的な動きや国の「国内行動計画」策定等を背景とし、昭和55年(1980年)に「新ぐんま婦人計画」が策定されました。その後、21世紀を展望しつつ、平成12年(2000年)までを目標年次とする「新ぐんま女性プラン」が平成5年(1993年)に策定され、女性施策の推進体制の整備が行われました。

平成13年(2001年)3月には、平成11年(1999年)6月に施行された「男女 共同参画社会基本法」に基づく法定計画として、「ぐんま男女共同参画プラン」が策定され、 平成16年(2004年)3月には「群馬県男女共同参画推進条例」が制定されました。 「ぐんま男女共同参画プラン」はその後、数度の見直しを経て、令和3年(2021年)に

また、配偶者からの暴力の根絶に向けては、平成18年(2006年)に、「ぐんまDV対策基本計画」が策定されたのち、数度の改定を経て、平成31年(2019年)に「第4次ぐんまDV対策推進計画」が策定されています。

は「群馬県男女共同参画計画(第5次)」が策定されました。

4) 桐生市の動き

本市では、平成3年(1991年)に「桐生市第三次総合計画」において初めて「女性の 社会参加」の積極支援について明記し、平成7年(1995年)に桐生市教育委員会社会教 育委員会議より「男女共同参画社会づくりについて」建議されたことを受け、平成8年(1 996年)にさらなる推進を図るための部署を新設しました。

その後、懇談会や審議会等※を整備し、平成11年(1999年)6月の「男女共同参画 社会基本法」の制定を受け、平成12年(2000年)3月に「男女平等を進める桐生市行 動計画『桐生ジェンダー・フリープラン21』」を策定しました。また、同年4月には、男女共同参画を推進する庁内組織として、桐生市男女共同参画庁内推進会議を設置しました。

平成17年(2005年)6月には市町村合併があり、桐生、新里、黒保根3地区一体化に向けてのまちづくりの中、平成18年(2006年)に男女共同参画社会の実現に向けて「桐生市男女共同参画計画」を策定しました。その後、社会状況の変化等に対応するため、平成23年(2011年)に第2次、平成28年(2016年)に第3次となる計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、さまざまな施策を展開してきました。

※ 市民委員を含む男女共同参画推進のための協議を行う組織は、平成9年(1997年)以降、異なる名称で数年ごとに組織されていましたが、平成21年(2009年)以降は「桐生市男女共同参画推進協議会」として定着しています。

5) 桐生市の現状からみる課題

「桐生市男女共同参画計画(平成28年度~令和2年度版)」における各施策の取り組み 状況や令和元年(2019年)度に実施した「桐生市男女共同参画市民意識調査」(以下 「市民意識調査」)の結果、社会状況等をもとに、本計画にて特に注力して取り組むべき課 題について次の通り抽出しました。

(1)政策・方針決定過程への女性の参画

本市では、市政運営に女性の意見を十分に生かしていくため、各種委員会等の委員や各組織における代表や役員、管理職等への女性登用推進に取り組んできました。令和2年(2020年)4月時点における各種委員会等の女性委員の割合は22.9%(平成28年(2016年)4月時点より1.5ポイント上昇)、市の係長以上の管理職に占める女性の割合は24.5%(3.6ポイント上昇)であり、ともに前計画の取り組み開始時から一定の上昇が見られたものの、目標としてきた30%を達成することはできませんでした。

また、令和元年(2019年)度に実施した市民意識調査における男女の地位の平等感に関する項目においても、議員や職場における管理職、自治会等の自治組織の役員が男性に偏っているとの意見が多数挙げられており、各分野において、意思決定過程への女性の参画が遅れている状況が明らかになりました。

社会のあらゆる分野における女性の政策・方針決定過程への参画を確実に進めていくためには、各組織において、女性をはじめとする多様な人の意見を反映することの重要性を認識し、積極的に環境整備を進める必要があります。また、男女がともに己の能力を発揮し、組織や社会の発展に貢献していくことへの意識を高めることが重要といえます。

市の組織において職員のさらなる理解の促進を図り、これまで以上に女性登用を強化するのはもちろんのこと、各事業所や各種団体等に対し、その重要性についてより積極的に啓発を図る必要があります。

(2) 社会の変化に対応した男女共同参画の推進

令和2年(2020年)においては、世界規模の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、外出自粛や休業等により人々の生活は制限され、大きな社会不安をもたらしました。中でも雇用面で特に大きな影響を受けたのは、宿泊、飲食、小売等、女性の非正規雇用者の割合が特に高い分野であり、総務省の労働力調査でも、令和2年(2020年)4~8月の対前年同月比雇用者数について、それらの分野の女性の非正規雇用者の減少幅が特に大きかったことが明らかになりました。非正規雇用者の減少の背景には、経営状況の悪化による解雇に限らず、子どもの預け先を確保できなかったり、正規雇用者のように休暇の取得や勤務形態の変更が困難なことから離職に至るケースもあるとされており、雇用形態の男女格差や家事・育児等の負担が女性に偏っていることによる問題が改めて顕在化しました。

また、生活不安やストレスの増大等を背景として、DV等が深刻化するケースも多く、内閣府によると令和2年(2020年)5・6月の相談件数は、前年同月の約1.6倍となったほか、本市においても相談の増加の傾向が見られました。

このように、コロナ禍においては、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みの重要性が 改めて認識されるとともに、新たな働き方や暮らし方に対する関心が高まった一方、市では これまで取り組んできた多くの施策において、事業の中止や見直し等を迫られ、十分な取り 組みを図ることができない状況が発生しました。

今後も、社会におけるさまざまな変化とその影響により、これまでとは異なる形で施策展開を図る必要が出てくることが予想されるため、社会状況等を注視しながら、よりよい推進方法等について検討と試行錯誤を重ね、着実に男女共同参画推進を図っていく必要があります。

(3) さらなる推進に向けた体制整備

本市では、「桐生市男女共同参画計画(平成28年度~令和2年度版)」に基づき、年に1度、76施策119事業の実施状況について確認及び見直しを行いながら、目標に向けて取り組んできました。事業の評価にあたっては、事業目標の達成に加え、男女共同参画の視点を十分に踏まえた事業実施を促すため、平成28年(2016年)度より、①固定的な性別役割分担を前提としない事業の設計や実施、②男女双方による企画・立案、③男女双方に利用・参加しやすい形態での事業の実施、④性別年齢別データの取得とニーズ把握の4項目について追加を行いました。該当する項目について、全て「できた」と報告された事業は、平成28年(2016年)度の75事業から令和元年(2019年)度には93事業に増加しており、各課において少しずつ浸透していることがうかがえますが、引き続き、全ての事業が男女共同参画の視点を十分に踏まえて実施されるよう取り組んでいくことが重要です。

また、職員に向けた研修等の充実を通して、一人ひとりの理解をさらに深めることや、庁内推進会議の役割の見直し等についても積極的に取り組み、推進体制の整備を進めていく必要があります。

5 計画の基本的な考え方

1) 分野横断的な価値としての「男女共同参画」

全ての人が性別や年齢にかかわらず、自らの個性や能力を十分に発揮できる、持続可能な活力ある社会を実現していくためには、あらゆる分野において男女共同参画の視点が確保されることが不可欠です。そのため、行政だけではなく、市民や事業所、各種団体等がともに取り組んでいくことが重要であり、そのどれが欠けても、男女共同参画社会の実現は困難となります。

市職員一人ひとりが男女共同参画について正しく理解し、本計画に掲載されている施策に限らず、あらゆる施策に男女共同参画の視点を反映させていくことはもちろんのこと、地域に関わる全ての人たちが、男女共同参画や男女平等に関心を持ち、誰もが自分事として家庭や地域、学校、職場等において、「性別を問わず誰もが能力を十分に発揮することのできる環境づくり」のために行動していくことが非常に重要です。

第3章には、市民、事業所、各種団体の皆さんにともに取り組んでいただきたい事項について、施策の方向別に掲載していますので、是非取り組みの参考としてみてください。

2) SDGsを踏まえた各施策の推進

「世界の動き」でも触れた通り、国連の「持続可能な開発目標(SDGs)」には、ゴール5に「ジェンダー平等の実現」が掲げられるとともに、17の全てのゴールについて、「ジェンダーの視点の主流化」が不可欠であることが示されています。

「ジェンダー平等の実現」とは、社会的・文化的に「男性はこうあるべき、女性はこうあるべき」とされているイメージや先入観等が生み出す、性別に基づくあらゆる偏見や差別を解消し、社会における男女の格差を是正するとともに、全ての人が自らの能力を最大限発揮するための機会を享受できる社会を実現していくことです。このことは、本計画と理念及び目標を共有するものであることから、本市では、SDGsとの繋がりを念頭におきながら、各施策について推進を図っていきます。

第2章及び第3章において、施策の方向別に対応するSDGsゴールのアイコンを掲載していますので、市民、事業所、各種団体の皆さんも、1)の「ともに取り組んでいただきたい事項」とあわせてご活用ください。





第2章 計画の目指す方向

1 基本理念

男女が社会の対等な構成員として互いを尊重し、自らの意思によって社会 のあらゆる分野における活動に参画し、いきいきと暮らすことができる

男女共同参画社会の実現

を目指します。

2 基本目標

基本理念の実現に向け、以下3つの基本目標を設定します。

I 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

全ての市民が男女共同参画について正しく理解し、家庭や地域、学校、職場等に残る「固定的な性別役割分担意識」を解消していくことを促すとともに、一人ひとりが互いの人権を尊重し、「性別を問わず誰もが能力を発揮できる環境づくり」に自ら取り組んでいけるよう支援します。

Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画推進

社会の対等な構成員として、男女間の実質的な機会の平等が図られ、双方の視点や意思が 社会のあらゆる分野に反映されていくよう、政策・方針決定過程への女性の登用を推進しま す。また、男女がともに仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を図りつつ、さま ざまな分野において活躍していけるよう、多様かつ柔軟な働き方の促進や、育児・介護の支 援体制の充実を図ります。

Ⅲ 男女がともに安全安心に暮らせるまちづくり

誰もが安全安心に暮らせる環境づくりのため、女性等への暴力根絶に向けた啓発・被害者 支援を行うとともに、男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制の強化に取り組みます。 また、誰もが健康で、自立して社会に参画していくための支援体制の充実を図ります。

3 施策の体系

基本 理念	基本目標	施策の方向	施策目標	
理忍		1 男女共同参画を	1) 男女共同参画の視点の理解浸透	
	I	進める環境づくり	2) 人権を尊重する意識の醸成	
	男女共同参画 社会の実現に		1) 学校教育における男女平等・男女共同参画意識の醸成	
	向けた 基盤づくり	2 男女共同参画の 視点に立った教育 の推進	2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の促進	
男			3) 生涯にわたる多様な学びと地域参画の推進	
女	П	1 政策・方針決定 過程への女性の	1) 行政分野における女性の参画拡大	女性活躍推
共	あらゆる分野	参画拡大 強化 項目	2) 職場や地域活動等における女性の参画拡大	選 推 進
	における 男女共同参画 推進	2 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・	1) 多様かつ柔軟な働き方の促進	進法推進
同		バランス)の実現	2) 男女共同の家事・育児・介護の推進のための環境整備	進計画
参			1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり	D V
画		1 女性等に対する あらゆる暴力の 根絶	2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進	法基本計画
社			3) 子どもに対する暴力の根絶に向けた対策の推進	計画
会		2 男女共同参画の 視点を踏まえた	1) 防災施策における男女共同参画の視点の強化	
の	ш	防災体制の強化	2) 防災の現場における女性の参画拡大	
実	男女がともに 安全安心に	3 生涯にわたる	1) さまざまな世代への健康管理支援	
	暮らせるまち づくり	健康づくり支援	2) スポーツ分野における男女共同参画の推進	
現			1) 生活上の困難を抱える人の自立促進	
		4 支援を必要とする 人が安心して暮ら	2) 高齢者が安心して暮らすための環境整備	
		せる環境づくり	3) 障がい者が安心して暮らすための環境整備	
			4) 外国人住民が安心して暮らすための環境整備	

4 計画とSDGs

基本目標	施策の方向		対応するSI	DGsのゴール	
I 男女共同参画	1 男女共同参画を 進める環境づくり		10 人や国の不平等 をなくそう	16 平和と公正を すべての人に	
社会の実現に 向けた 基盤づくり	2 男女共同参画の 視点に立った教育 の推進		4 質の高い教育を みんなに	10 A中国の不平等 をなくそう	
Ⅱあらゆる分野	1 政策・方針決定 過程への女性の 参画拡大		8 棚きがいも 経済成長も	10 Aや国の不平等 をなくそう	
における 男女共同参画 推進	2 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・ バランス) の実現 5 ジェンダー平等を *果しよう	4 質の高い教育を みんなに	8 働きがいも 経済成長も		
	1 女性等に対する あらゆる暴力の 根絶	力の 画の えた	1 対照をなくそう	10 人や国の不平等 をなくそう	16 平和と公正を すべての人に
Ⅲ	2 男女共同参画の 視点を踏まえた 防災体制の強化		11 住み続けられる まちづくりを	16 平和と公正を すべての人に	
安全安心に暮らせるまちづくり	3 生涯にわたる 健康づくり支援		3 すべての人に 健康と場社を —////		
	4 支援を必要とする 人が安心して暮ら せる環境づくり		1 対阻をなくそう	3 まべての人に 健康と福祉を	10 Aや国の不平等 をなくそう

5 指標一覧

I 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

施策	参考値	現状値	目標値
「男は仕事、女は家庭」と いう考え方に賛同しない人 の割合	47.4% (平成26年度)	47.5% (令和元年度)	60.0%
男女共同参画セミナー参加 者のうち「参考になった」 と答えた人の割合	74.1% (平成27年度)	89.7% (令和元年度)	92.0%

Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画推進

施策	参考値	現状値	目標値
各種委員会等における女性 委員の割合	22.0% (平成27年度)	22.9% (令和2年度)	30.0%
ママ&パパ教室における 父親の受講割合	77.5% (平成27年度)	78.0% (令和元年度)	80.0%
女性に対する創業支援件数		年間 9件 (令和元年度)	年間 20件

Ⅲ 男女がともに安全安心に暮らせるまちづくり

施策	参考値	現状値	目標値
DVを受けた際に誰にも 相談しなかった人の割合	57.6% (平成26年度)	46.3% (令和元年度)	35.0%
健康教育への参加者のうち 健康意識向上者の割合	<u> </u>	69.2% (令和元年度)	90.0%

第3章 施策の展開

基本目標 I 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

施策の方向

1

男女共同参画を進める環境づくり

現状と課題

社会構造や経済の急速な変化に伴い、男女共同参画を推進するための施策や法整備等が進められているものの、依然として、家庭や職場、地域等、社会のさまざまな場面において、個人ではなく性別によって役割を期待されることが少なくありません。このことは、人々の働き方や暮らし方の根底にある、長年にわたって形成されてきた固定的な性別役割分担意識や、性差に関する偏見、固定観念、アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)が一つの大きな要因と考えられ、あらゆる世代の意識を変えていく取り組みが重要といえます。

令和元年(2019年)度に実施した市民意識調査においては、「『男は仕事、女は家庭』という考え方について、あなたは賛成ですか。反対ですか。」という問いに対し、「賛成」「どちらかといえば賛成」と答えた人の割合は 17.7%(平成26年(2014年)度調査より4.4ポイント下降)で、「反対」「どちらかといえば反対」と答えた人の割合は 47.5%(0.1ポイント上昇)でした。また、「どちらともいえない」※1と答えた人の割合は34.8%(4.3ポイント上昇)と比較的高く推移しており、その背景には、固定的な性別役割分担に反対する意識と現実社会との差を思うように埋められないことや、真に男女共同参画が進んだ社会のイメージが確立できない状況等が推測されます。

このような点からも、誰もが男女共同参画や人権について正しく理解するとともに、日常生活のあらゆる場面において、周りを巻き込みながら「男女問わず誰もが能力を発揮できる環境づくり」に取り組むことができるよう、多様な学習機会の提供や分かりやすい啓発等を進めていく必要があります。

特に、男性については、女性よりも固定的な性別役割分担意識が強い傾向にあることから、 男女共同参画社会の実現は、女性に限らず男性にとっても、暮らしやすい社会につながると いうことについて、理解を深めてもらうことが重要です。

※1:平成26年(2014年)度調査における選択肢は「わからない」

施策目標1) 男女共同参画の視点の理解浸透

市民一人ひとりが男女共同参画やジェンダー(文化的社会的に作られた性別)について正しい知識を得られるよう、多様な学習機会や情報の提供に努めます。

また、市職員がより深い理解のもと、全ての事業に男女共同参画の視点を反映できるよう、職員に対する研修機会等の充実を図ります。

施策	内容	担当課
(1)男女共同参画に関する 学習機会の充実	男女共同参画の理解促進のため、多様なテーマでセミナーを開催します。 また、誰もが気軽に学べるよう、市立図書館における関連書籍の充実を 図ります。	地域づくり課 図書館
(2)男女共同参画に関する 広報や啓発活動の推進	広報、ホームページ、情報紙等を通 して、男女共同参画に関する各種情 報や先進事例等を広く発信します。	地域づくり課
(3) 市職員に対する研修等の充実	全ての職員が男女共同参画の視点を 踏まえて事業を実施できるよう、研 修等の充実を図ります。	地域づくり課 人材育成課

施策目標2) 人権を尊重する意識の醸成

男女共同参画社会は、あらゆる人々が個人としての人権を尊重され「人間として対等に生きる」社会でもあり、人権の視点が何よりも重要です。多様な生き方の尊重や人権意識の定着を図るため、学習機会の充実を図るとともに、各種情報について広く周知します。

施策	内容	担当課
(1)人権に関する学習機会 の充実	女性、高齢者、障がい者、外国人、 LGBTQ※2等、さまざまな人たち の人権に関する出前講座やセミナー 等を実施します。	生涯学習課地域づくり課
(2)人権に関する広報や 啓発活動の推進	人権に関する各種情報や相談窓口等 について、広報紙・ホームページ等 への掲載、チラシの配布等を通して 広く周知します。	地域づくり課







市民の皆さんの取り組み

- ◇家庭の中で性別による役割分担がされていないか話し合い、見直しましょう。
- ◇セミナーや講座等に積極的に参加して、情報や知識を家族や友人と共有してみましょう。
- ◇無意識のうちに女性、高齢者、障がい者、外国人、LGBTQ等の人に対して 偏見をもったり、差別をしていないか、心の中を見つめてみましょう。

%2:LGBTQ

性的少数者(セクシュアルマイノリティ、Sexual Minority)の代表的な呼称で、女性同性愛者(レズビアンLesbian)、 男性同性愛者(ゲイ、Gay)、両性愛者(バイセクシュアル、Bisexual)、体の性と心の性が一致していない状態 (トランスジェンダー、Transgender)、性的指向や性自認がはっきりしない状態(クエスチョニング、Questioning)の頭文字をとったもの。



男女共同参画の視点に立った教育の推進

現状と課題

性の違いを理解したうえで、お互いを「個」として尊重し合い、自立する精神を育むことは、誰もがその個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するための重要な基礎となるものです。男女平等や男女共同参画の価値観や意識は、幼い頃からの家庭・学校・地域における生活や教育のあり方に大きく影響されるため、大人たちの役割は非常に重要といえます。

令和元年(2019年)度の市民意識調査結果によると、学校教育の場において「男女平等である」と感じている人の割合は57.9%(平成26年(2014年)度調査より1.8ポイント上昇)でしたが、家庭生活では39.3%、(5.9ポイント上昇)、社会全体では26.4%(4.7ポイント上昇)であり、いずれも上昇傾向にはあるものの、依然として子どもたちを取り巻くさまざまな場面で、不平等が残っていることがうかがえました。

大人たちの考えや言動の影響により、次世代を担う子どもたちの将来が固定化されることのないよう、大人たちが日常におけるアンコンシャスバイアス(無意識の思い込み)等に気づき、見直しを図るとともに、子どもたちが性別を問わず、さまざまな活動に積極的に参画していけるよう支援していくことが求められます。

施策目標1) 学校教育における男女平等・男女共同参画意識の醸成

子どもの発達段階に応じて、男女平等や人権尊重の精神を高め、個性や能力を重視した教育を推進します。また、自らの考えや立場を伝え、互いに理解し合う能力や主体的に進路を選択する能力を育成します。教職員に対しては適切な指導をすることができるよう研修を実施し、スキルアップを図ります。

施策	内容	担当課
(1)男女平等、相互理解 教育の推進	日頃の教育活動や人権教育講座の実施を通して、男女平等や男女が互いを尊重し合うことの大切さを理解するための教育を計画的に実施します。	学校教育課 生涯学習課
(2)性に関する適切な教育 の実施	児童生徒の発達段階や実態に応じて、 性に関する指導を計画的に実施する とともに、外部指導者等による講演 会を実施します。	学校教育課

施策	内容	担当課
(3) 中高生を対象とした 育児体験の推進	男女が協力して子どもを産み育てる ことの重要性について理解を促すた め、中高生を対象とした出前講座を 実施します。	子育て相談課
(4)教職員に対する研修 の実施	幼稚園・小学校・中学校の人権教育 担当者を対象に研修会を実施し、教 職員の意識や指導スキルを高めます。	学校教育課

施策目標2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の促進

男女共同参画の視点に立った家庭環境づくりを支援するため、親自身の意識改革や子ども に関する知識や情報を得るための機会を提供します。また、親子でともに男女平等や男女共 同参画について考え、実際に行動していくためのきっかけとなる学習機会の充実を図ります。

施策	内容	担当課
(1)家庭教育学級の充実	子育てや子どもを取り巻く社会環境 に関すること等、さまざまなテーマ について家庭教育学級を実施します。	生涯学習課
(2) 幼稚園発表会や学校 行事等の休日開催の 推進	働く親が参加しやすいよう、幼稚園 の生活発表会や小学校の運動会ほか 各種行事について土曜日・日曜日の 開催を推進します。	学校教育課
(3)子ども対象や親子 参加型講座の充実	さまざまなテーマで子どもや親子を 対象とした講座を実施します。	生涯学習課
(4) 家庭における男女共同 参画の学習機会の提供	標語の募集やリーフレットの配布等 を行い、夏休み期間等に親子で男女 共同参画について考える機会を提供 します。	地域づくり課

施策目標3) 生涯にわたる多様な学びと地域参画の推進

市民が生涯にわたってあらゆる分野について学んだり、参画することができるよう、多様な学習機会を提供します。また、子どもたちが地域の高齢者等と交流する機会の充実を図り、 生涯にわたって地域のさまざまな活動に参画していくための土台を築きます。

施策	内容	担当課
(1)生涯学習の充実と地域 活動への参画推進	生涯にわたり誰もが主体的に学べる よう、多様な学習機会等を提供し、 地域活動等へ参画するきっかけづく りを進めます。	生涯学習課
(2)子どもと高齢者の交流 の推進	保育園や幼稚園、小・中学校の各種 行事への参加や、スクールボラン ティアの活動を通して、子どもと高 齢者との交流を推進します。	子育て支援課 学校教育課







市民の皆さんの取り組み

- ◇無意識のうちに「男らしさ、女らしさ」といった枠に子どもたちを当てはめて しまっていないか確認してみましょう。
- ◇男女平等や男女共同参画について、家族で話し合ってみましょう。
- ◇自分の地域で開催される講座や地域活動へ参加しましょう。



基本目標 II あらゆる分野における男女共同参画推進

施策の方向

政策・方針決定過程への女性の参画拡大

強化 項目

現状と課題

急速な少子高齢化や人口減少の進展に伴い、社会や地域における課題やニーズが多様化する中、行政や企業、団体等あらゆる分野の組織が変化に対応し、維持・発展していくためには、長年男性中心で進められてきた政策・方針決定の過程において、女性をはじめとする多様な人材の意見を十分に反映することが求められています。

これまでも本市では、政策・方針決定過程において、男女間の実質的な機会の平等を図り、 男女双方の視点や考えを真に生かしていくため、組織の代表や役員、管理職等への女性登用 を推進してきました。しかしながら、令和2年(2020年)4月時点における各種委員会 等の女性委員の割合は22.9%(平成28年(2016年)4月時点より1.5ポイント 上昇)、市の係長以上の管理職に占める女性の割合は24.5%(3.6ポイント上昇)で あり、ともに一定の改善が見られたものの、未だ不十分な状況です。また、事業所や自治会 等の地域活動等においても、代表や役員等の多くを男性が占めている状況にあります。

これらの現状を打破し、女性の政策・方針決定過程へのさらなる参画を推進するためにも、各組織を担う男性たちが女性参画の必要性とメリットを理解し、積極的に環境整備を行う等、役員や管理職等への登用を後押しすることが重要です。また、女性自身がそれぞれの持つ個性や能力を発揮し、社会の形成に貢献することへの意識を高めていくことも欠かせない要素といえます。

施策目標1) 行政分野における女性の参画拡大

男女双方の視点や意思を市政や教育に十分に反映していくため、各分野で活躍する女性人 材を積極的に発掘するとともに、各種委員会等の委員等への登用を推進します。また、市及 び学校における女性管理職の登用推進に取り組みます。

施策	内容	担当課
(1)各種委員会等における 女性登用推進	法令・条例・要綱等により設置され た各種委員会における女性登用率を 把握し、担当課へ女性登用の働きか けを行います。	地域づくり課

施策	内容	担当課
(2)女性人材リストの充実 と登録者の行政参画 推進	女性人材リスト登録者を幅広く募る とともに、登録者の各種委員会等の 委員やセミナー講師等への登用を推 進します。	地域づくり課
(3) 市における女性 管理職の登用推進	女性職員の活躍を推進するための環 境整備を図り、市における女性管理 職の登用を推進します。	人材育成課
(4)学校における女性 管理職の登用推進	適材適所を前提とし、市内小・中学 校、市立商業高校の女性管理職の登 用を推進します。	学校教育課

施策目標2) 職場や地域活動等における女性の参画拡大

各分野において、女性の視点や意思が組織の中で十分に生かされ、一人ひとりがやりがいを持って仕事や活動に取り組んでいけるよう、責任ある立場への女性登用や女性活躍のための環境整備を促進します。

施策	内容	担当課
(1)事業所における女性 活躍の促進	「男女雇用機会均等法」をはじめと する法律・制度に関する情報提供を 行い、雇用における男女の均等な機 会及び待遇の確保等、女性活躍を進 めるための取り組みを促進します。	商工振興課
(2)農業分野における方針 決定過程への女性参画 の推進	「家族経営協定」※の啓発と普及に 努めるとともに、女性団体の交流会 や視察・研修への参加を推進します。 また、より多くの女性の意見や視点 を取り入れるため、農業委員の女性 比率拡大を目指します。	農業委員会 農業振興課

施策	内容	担当課
(3)自治会等における方針 決定過程への女性参画 の促進	区長連絡協議会を通じ、自治会等に おける女性役員の登用について働き かけを行い、地域における方針決定 の場への女性の参画を促進します。	地域づくり課
(4) 観光・地域文化振興等への女性参画の推進	桐生観光大学や八木節教室等への女性の参画を促し、観光や地域文化振 興の担い手となる女性の育成を目指 します。	観光交流課

※家族経営協定

家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族全員が働きやすい就業環境等について、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。







市民の皆さんの取り組み

◇自治会等の活動や地域の観光・文化等に興味を持ち、行事や講座等に積極的に 参加してみましょう。

事業所の皆さんの取り組み

◇管理職を目指す女性が活躍しやすいような職場環境づくりに努めましょう。

各種団体の皆さんの取り組み

◇団体活動において、男女双方の意見が反映されているか見直してみましょう。

施策の方向 2

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現

現状と課題

仕事は生活のための経済的な基盤であるとともに、自己実現や生きがいにつながるものですが、同時に家庭生活や趣味・学習、地域活動等も、豊かな人生を送るうえで欠かせない要素といえます。男性も女性も働きたい人全てが、仕事と育児・介護等との二者択一を迫られることなく、ライフステージや個人の事情等に対応した多様で柔軟な働き方等を通して、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を図っていくことは、以前にも増してその重要性を増しています。

令和元年(2019年)度の市民意識調査においては、家庭内の役割分担について、食事の支度・片付け、そうじ、洗濯については7割以上、育児や学校関連行事への参加等は5割以上の人が主に妻が担っていると回答しました。共働き家庭が増加する一方で、固定的な性別役割分担意識や男性の長時間労働等を背景に、依然として家庭内での負担が女性に偏っており、仕事と生活の間で心身の疲労を抱えたり、仕事の継続が困難となる女性も多く見られます。

このような状況を解消していくためにも、仕事を持つ人一人ひとりが効率的に働き、労働時間の短縮や十分な休暇取得をすすめるとともに、男女が家事や育児・介護等を協力して担い、互いに個人や家族との時間を確保していくことが重要です。

また、個人の働き方や暮らし方の変革のためには、各事業所における柔軟な働き方や休暇等が取りやすい体制づくり、ハラスメントの防止等の取り組みが不可欠であるほか、行政や地域においても、より柔軟な働き方を叶えるための就労・キャリアアップ支援や、働きながら育児や介護を継続していくための支援体制の強化が必要です。



施策目標1) 多様かつ柔軟な働き方の促進

事業所における働き方の見直しや育児・介護休業等の取得、ハラスメントの防止等について広く情報提供を行い、男女の多様かつ柔軟な働き方の選択・実現に向けた取り組みを促進します。また、働きたい人がそのライフスタイルにあった就労ができるよう、キャリアアップや再就職、起業等に向けて、積極的に挑戦できるよう支援します。

施策	内容	担当課
(1)働き方の見直しの促進	事業者に対し、長時間労働の削減や 休暇の取りやすい職場環境の整備等、 働き方の見直しに関する各種情報や 先進事例等を広く提供します。	商工振興課
(2)育児・介護休業等の 取得促進とハラスメ ントの防止	男女ともに育児・介護休業等の取得を促進するとともに、各種ハラスメントの防止に努めます。また、労働相談窓口等の活用を促進します。	商工振興課
(3) 就労やキャリアアップ のための支援	関係機関と連携し、就労希望者へ情報提供を行います。また、仕事に必要な知識や技術を習得するための講座の開催や事業所が実施する研修等を支援します。	商工振興課
(4) チャレンジする女性 起業家への支援	創業意欲のある女性に対して、支援 機関や関係団体等と連携しながら、 多様な創業支援を行います。	商工振興課



施策目標2)男女共同の家事・育児・介護の推進のための環境整備

育児や介護をしながらも、男女がともにやりがいや責任を持って仕事をしたり、積極的に 地域活動等に参画したりすることができるよう、各種支援サービスの充実に取り組みます。 また、男性の家事や育児への積極的な参加を促進するため、パートナーや親子で参加でき る講座等の充実を図ります。

施策	内容	担当課
(1)子育て世代包括支援 センター機能の充実	妊娠・出産・子育てに関する各種支援制度やサービスの情報提供及び相談支援をワンストップで行う「子育て世代包括支援センター」機能の充実を図ります。	子育て相談課
(2)男性の家事・子育て 参画促進	パートナーや子どもと共に参加できる講座等の充実を図ります。また、 子育てガイドブックや母子手帳アプリの活用促進を図ります。	子育て相談課
(3) 一時預かり保育や 子育てサロン等の 充実	一時預かり・延長保育・休日保育・ 病児保育や、子育てサロン、ファミ リーサポートセンター事業等を実施 し、働く男女の子育てを応援します。	子育て支援課 子育て相談課 学校教育課
(4)放課後児童の健全育成 と子どもの居場所 づくり	放課後児童クラブや放課後子供教室 において、放課後又は週末の地域に おける学習・体験・交流活動等の充 実を図ります。	子育て支援課 生涯学習課
(5)介護に関わる相談体制 の充実	働く男女が仕事をやめることなく家 族の介護を継続できるよう、各種制 度やサービスに係る情報提供や相談 体制の充実を図ります。	健康長寿課







市民の皆さんの取り組み

- ◇女性だけに家事や育児、介護等の負担が偏っていないか確認してみましょう。 偏りを確認したら、できることから家族で分担を始めてみましょう。
- ◇長時間労働の緩和や働きやすい職場づくりのために自ら改善できることはないか 考えてみましょう。
- ◇パートナーや子どもと積極的に講座や地域の活動等に参加して、情報交換をした り、悩みを相談できる仲間を作ってみましょう。
- ◇仕事や育児、介護等で問題に直面したら、抱え込まずに相談窓口等を利用しま しょう。

事業所の皆さんの取り組み

- ◇ワーク・ライフ・バランスについて事業所内で意見交換をしてみましょう。
- ◇多様な働き方を実現するための社内制度や体制づくりについて、男女双方の視点 から検討してみましょう。
- ◇女性だけでなく、男性も育児・介護休暇を取得しやすい環境を作るため、従業員の理解促進やハラスメントの防止に努めましょう。





基本目標Ⅲ 男女がともに安全安心に暮らせるまちづくり

施策の方向

1

女性等に対するあらゆる暴力の根絶

現状と課題

近年、配偶者や恋人等によるドメスティック・バイオレンス(DV)やストーカー行為、性暴力、各種ハラスメント、幼児虐待や高齢者・障がい者への虐待等、さまざまな暴力が深刻な社会問題となっています。暴力の被害者は男性であることもありますが、その多くは女性が占めている状況にあり、社会に依然として残る男性優位の考え方や、男女の体力の差等が主な要因であると考えられています。

令和元年(2019年)度の市民意識調査においては、夫婦間等の親しい関係の相手からの暴力について、身体的暴力を受けたことがあると答えた人の割合は9.2%、精神的暴力については17.6%にのぼり、男女別では、いずれも女性の方が高い割合となりました。

あらゆる暴力は重大な人権侵害であり、男女を問わず、どのような場合においても許されるものではありません。特に子どものいる家庭における暴力は、たとえ子どもが直接的に身体的暴力を受けていないとしても、その様子を見ることで、子どもの心身の成長及び人格の形成に大きな影響を与えることがあります。

新たな被害者を生まないためにも、一人ひとりが互いの人権を尊重するとともに、身体的な暴力だけでなく、さまざまな嫌がらせ等も暴力であることについて理解を深め、あらゆる暴力を容認しない社会を作っていくことが重要です。

また、被害に遭った人たちが、悩みを抱えたまま、より深刻な事態に陥らないよう、相談窓口を積極的に活用してもらうための環境づくりに取り組むとともに、警察や関係機関等と緊密に連携を取りながら、適切な支援を図っていく必要があります。

施策目標1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

DV等をはじめとする女性に対する暴力について多くの人が認識し、あらゆる暴力を容認しない意識を広く浸透させていくための啓発や、暴力の当事者とならないための教育に積極的に取り組みます。

施策	内容	担当課
(1)女性に対する暴力の 予防と根絶に向けた 啓発の推進	全ての男女が女性に対する暴力について認識し、被害を未然に防止したり、被害にあった際に適切な対処ができるよう、広く情報を発信します。	地域づくり課

施策	内容	担当課
(2) 若年層に対する性暴力 等の被害の予防と拡大 防止	若年層が性暴力やデートDV等の被害について、認識し、早期に相談できるよう、広く啓発に取り組みます。また、適切な支援に向け、教職員やヤングテレホン相談員の各種研修会への参加を推進します。	地域づくり課 学校教育課 青少年課
(3) 高齢者や障がい者に 対する虐待防止に 向けた啓発の推進	高齢者や障がい者に対する虐待を防止するため、福祉施設の従業員や民生委員を対象とした研修会の実施や、リーフレット配布等による啓発を図ります。	健康長寿課 福祉課

施策目標2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

配偶者等からの暴力について悩みや不安を持つ市民が、一人で抱え込まず相談できるよう、相談窓口の周知を徹底します。また、暴力の形態や被害者の置かれている状況に応じて、被害者のニーズに沿った支援を迅速に行うことができるよう、関係機関との連携を強化します。

施策	内容	担当課
(1)DV相談窓□の周知の 徹底	市の窓口のほか、国や県等が設置している相談窓口について、広報紙やホームページへの掲載、関係各課窓口へのチラシの設置等を通して周知の徹底を図ります。	地域づくり課 新里市民生活課 黒保根市民生活課 市民課
(2) DVの防止や被害者の 保護等を支援する関係 機関との連携強化	被害者のプライバシーに配慮しながら、市の関係各課の連携を密にするとともに、DV相談支援センターや警察、民間団体等の関係機関との連携を強化します。	子育て相談課 福祉課 健康長寿課 学校教育課

施策目標3) 子どもに対する暴力の根絶に向けた対策の推進

各課の窓口への相談や各種健診等で得た情報を、迅速かつ的確に関係機関と共有し、被害の拡大の防止や早期解消に努めます。また、子どもがインターネットへの書き込み等を通じて、いじめや暴力事件等に巻き込まれることのないよう、情報モラルに関する指導・啓発やネット見守り活動等を実施します。

施策	内容	担当課
(1)児童相談所、警察等 との連携強化	児童相談所や警察等と密に連携を図 り、虐待の状況や背景事情に十分注 意したきめ細やかな支援を行います。	学校教育課 子育て相談課
(2) 子どもや保護者等に 対する情報モラルの 啓発とネット見守り 活動の推進	学校教育における情報モラルの指導を推進するとともに、子どもや保護者、教職員、地域住民を対象に情報モラル講習会を実施します。また、ネット上の悪質な書き込み等に対する見回りを強化します。	学校教育課 青少年課









市民の皆さんの取り組み

- ◇DV等の暴力は重大な人権侵害であるとの認識を持ち、絶対に許さないという 姿勢を示しましょう。
- ◇身近な人がDV等の被害にあったときは、警察や関係機関等への相談を促しましょう。
- ◇「児童虐待かも…」と思ったら、すぐに児童相談所等へ相談しましょう。

施策の方向 2

男女共同参画の視点を踏まえた防災体制の強化

現状と課題

東日本大震災をはじめとするこれまでの災害においては、さまざまな意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違い等に対する配慮がなされない状況が多く発生しました。特に避難所においては、男女別トイレや更衣室の設置、授乳スペース等の確保、同性による下着や生理用品の配布等がスムーズに行われなかったことや、性別に基づく役割分担の偏り、性被害等の問題等が明らかとなっており、男女共同参画の視点を踏まえた対応の必要性が強く叫ばれています。

本市においては、平成27年(2015年)度に地域防災計画の総則に「男女共同参画の 視点を取り入れた防災対策」の項目を追加し、取り組みを進めてきたものの、令和2年(2020年)4月時点の防災会議の女性委員の割合は9.4%にとどまっており、防災に関する施策等へ女性の意見を反映する体制が十分に整っているとは言い難い状況にあります。

災害時には、性別や年齢、障がいの有無等、社会的な状況によって受ける影響が異なることから、女性や多様な生活者の視点を一人でも多くの人が理解し、十分な配慮がなされるよう、さまざまな防災の取り組みについて、平時より男女共同参画の視点を導入していくことが重要です。そのため、防災会議の女性委員の登用推進に加え、日頃の防災活動や研修等について、女性をはじめとする多様な住民の参画を促進し、地域の災害対応力の向上を図っていくことが必要です。

施策目標1) 防災施策における男女共同参画の視点の強化

防災に関するさまざまな施策において、男女共同参画の視点が十分に確保されるよう、男女共同参画担当課との連携を強化するとともに、防災会議における女性委員の登用を進めます。

施策	内容	担当課
(1)男女共同参画の視点 を踏まえた地域防災 計画の推進	地域づくり課との連携を強化し、男 女共同参画の視点を踏まえた地域防 災計画の推進を図ります。	防災• 危機管理課
(2)防災会議における 女性委員の登用推進	桐生市防災会議における女性委員の 登用を推進します。	防災• 危機管理課

施策目標2) 防災の現場における女性の参画拡大

さまざまな防災の現場における女性の参画拡大を目指し、女性の消防団への加入や女性消防吏員の採用を推進するとともに、各種訓練や研修等への女性の参画を促進します。

施策	内容	担当課
(1)消防団への女性参画 拡大と婦人消防隊の 充実	女性団員の増加を図り、男女共同参画の視点に立った消防団運営を実施します。また、女性団員及び婦人消防隊の水防訓練等への参加を促し、各員のスキルアップを図ります。	消防総務課
(2)女性消防吏員の活躍 分野・業務分野拡大 推進	女性消防吏員の職域拡大のための訓練や研修を実施するとともに、女性 消防吏員の採用を推進します。	消防総務課
(3)災害対応研修への 女性参画の推進	災害対応研修や訓練への女性の参画 を促進し、女性リーダーの育成を支 援します。	防災• 危機管理課







市民の皆さんの取り組み

◇地域防災に興味を持ち、地域で行われる防災訓練や出前講座等の活動に積極的に 参加してみましょう。

各種団体の皆さんの取り組み

◇女性や子ども、避難に支援が必要な人等、さまざまな人に地域の防災活動に参加 してもらい、地域防災力を高めましょう。 施策の方向 3

生涯にわたる健康づくり支援

現状と課題

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、ともに健康で充実した生活を送っていくことは、男女共同参画社会形成ための最も基本的な要件といえます。

しかしながら、令和元年(2019年)度に福祉課にて実施した市民アンケート結果によると、日常生活で不安を感じる困りごとや悩みごとについて、「自分や家族の健康のこと」と回答した人の割合は38.8%にのぼり、老後や介護、経済問題等をおさえ、最も高い結果となりました。

一人ひとりが年齢を重ねながらも、さまざまな分野で活躍していくためには、その性別や ライフステージに応じた保健、医療を受けることができ、個人のライフスタイルに合った健 康づくりに主体的に取り組むことのできる環境づくりが重要といえます。健康教育や検診、 相談体制等の充実や、生涯にわたって誰もが身近な場所でスポーツ活動へ参加できる環境づ くりに積極的に取り組んでいくことが必要です。

また、特に女性については、その心身の状況が思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期等、 人生を通じて大きく変化するという特性に加え、近年では、就業の増加や初産年齢の上昇、 ライフサイクルの変化等によるさまざまな影響が見られるため、これまで以上に長期的、継 続的かつ包括的な観点に立った健康増進支援が重要といえます。

施策目標1) さまざまな世代への健康管理支援

市民一人ひとりが主体的に生涯にわたって健康の管理や保持・増進ができるよう、健康講座の開催や、健康相談、健康づくりに必要な情報提供や支援に努めます。また、病気の早期発見や重症化を防ぐため、健康診査や各種がん検診等の受診を推進します。

施策	内容	担当課
(1)健康相談 、 健康教育 等の充実	生活習慣病の予防や改善に関する健 康相談、健康教育等を実施し、市民 の健康管理の支援を行います。	健康長寿課

施策	内容	担当課
(2)公民館等における 健康講座の充実	高齢者学級や女性学級で行う学習活動において、心身の健康管理の支援 や啓発をテーマとした講座を実施します。	生涯学習課
(3)健康診査や各種がん 検診の受診推進	生活習慣病の早期発見や重症化予防 のための健康診査、各種がん検診に ついて受診の推進を図ります。	健康長寿課
(4)妊婦・乳幼児向け健診 等の受診及び健康教育 等の活用推進	妊婦や乳幼児向けの健康診査、訪問 指導、予防接種、健康づくりのため の教室等について、受診及び活用を 推進します。	子育て相談課

施策目標2) スポーツ分野における男女共同参画の推進

生涯にわたり、市民が身近な地域でいつでもスポーツを楽しんだり、健康増進に取り組めるよう、さまざまなスポーツイベントや教室の充実を図ります。また、誰もがスポーツ活動に参画しやすい環境づくりを進めるため、意思決定の場への女性の参画を推進します。

施策	内容	担当課
(1)スポーツイベントや 教室等の充実	各団体と協力しながら、多様なスポーツイベントや教室等を開催し、 市民のスポーツ活動を支援します。	スポーツ振興課 生涯学習課
(2) 多様な人がスポーツ 活動に参画するため の環境整備	スポーツ推進審議会、スポーツ推進 委員会における女性委員の登用を推 進し、男女双方の意見が適正に反映 されるよう取り組みます。	スポーツ振興課





市民の皆さんの取り組み

- ◇自分の健康に興味を持ち、検診や健康講座を積極的に活用しましょう。
- ◇地域のスポーツ活動やイベントに参加してみましょう。

各種団体の皆さんの取り組み

◇多様な意見を大切にし、さまざまな人が参加できるイベントの企画に取り組み ましょう。



施策の方向 4

支援を必要とする人が安心して暮らせる環境づくり

現状と課題

家族形態や雇用・就業構造の変化等が進む中、経済的困窮、就労活動や進学困難、病気、 家庭の課題等により、生活上の困難を抱える人が増えています。

男女共同参画白書令和2年度版によると、令和元年(2019年)度における非正規雇用者の割合は、女性56.0%、男性22.8%であり、女性の非正規雇用者の割合が高い状況にあります。そのため女性は、男性よりも生活が不安定であったり、一般に男性よりも長寿で高齢期の生活や自身の介護の問題の影響を受けやすいことから、母子世帯や高齢単身女性については、より多くの困難を抱える傾向にあります。

また、高齢者や障がい者、外国人等についても、ハンディキャップやコミュニケーションの問題等を理由として、社会から孤立したり、より複合的な困難を抱えることが少なくありません。

男女共同参画社会づくりは、性別に限らず、年齢、家族形態、国籍、性的指向・性自認の違いや障がいの有無等にかかわらず、誰もが活躍できる環境づくりでもあります。困難を抱える人たちが、その問題を軽減・解決し、安心した生活が送れるよう、個々の状況やニーズに応じた包括的な支援を進めていくことが必要です。

また、地域に暮らす一人ひとりが、多様性について理解を深め、互いに助け合い、誰もが 安心して暮らすことのできる環境づくりに取り組むことも重要といえます。

施策目標1) 生活上の困難を抱える人の自立促進

生活困窮者やひとり親家庭の不安の解消や自立に向け、相談体制の充実を図るとともに、 各自の状況や意向に応じて、各種支援制度の活用を含めた包括的な支援を行います。

施策	内容	担当課
(1)生活困窮者への包括的 な自立支援	複合的な課題を抱える生活困窮者の それぞれの状況に応じ、就業、進学、 住居等について包括的な支援を行い、 その自立を促進します。	福祉課 学校教育課 教育総務課
(2)ひとり親家庭等への 包括的な自立支援	ひとり親家庭等の相談体制を強化し、 本人の意向や希望に沿った包括的な 支援を行います。	子育て相談課 医療保険課

施策目標2) 高齢者が安心して暮らすための環境整備

高齢者が元気に安心して暮らせるよう、各種相談体制やケアマネジメントの充実を図るとともに、誰もが住み慣れた地域で必要な介護サービスを継続的・一体的に受けることができる環境づくりを進めます。

施策	内容	担当課
(1) 高齢者相談・各種ケア マネジメントの充実	地域包括支援センターにおいて、各種相談や介護予防教室、家族に対する在宅介護指導等、高齢者や家族のニーズに合わせた支援を実施します。	健康長寿課
(2) 安定的な介護サービス の普及促進	介護保険制度の理解と普及促進のための周知を行うとともに、安定的な運営を維持し、住み慣れた地域で介護サービスを継続的・一体的に受けることのできる体制を目指します。	健康長寿課

施策目標3) 障がい者が安心して暮らすための環境整備

障がいを持つ人たちが、心身ともに健やかに自立した生活を営み、さまざまな活動に参画 していけるよう、各種支援体制の充実を図ります。

施策	内容	担当課
(1)障がい者の相談・ 意思疎通支援	必要な支援や情報が円滑に得られる よう、専門員による相談支援を行い ます。また、必要に応じて、手話通 訳者や要約筆記者を設置・派遣しま す。	福祉課
(2) 障がい者への福祉 サービスの充実	障がい福祉サービス等の適正な支援を行うとともに、各種装具・用具等の交付や、障がいの軽減や機能回復のための医療支援を行います。	福祉課

施策目標4) 外国人住民が安心して暮らすための環境整備

在住外国人が必要な情報を円滑に入手し、快適かつ安心して暮らすことができるよう、多言語による情報提供や相談支援のほか、日本語学習について支援します。

施策	内容	担当課
(1)在住外国人への情報 提供や相談体制の 充実	多言語で生活情報等を広く提供する とともに、相談支援を実施します。 また、市役所における外国語併記等 の検討を進めます。	総務課
(2)在住外国人への日本語 学習支援	日常会話を中心とした日本語教室の 実施や、学校における日本語指導支 援等を実施します。	総務課 学校教育課









市民の皆さんの取り組み

- ◆生活における不安や困りごとについて、ひとりで抱え込まず、相談窓口や支援制度を活用しましょう。
- ◇地域のボランティア活動や交流会等に積極的に参加し、誰もが暮らしやすい地域づくりに取り組みましょう。



第4章 計画の推進体制

1 桐生市男女共同参画推進協議会

各種団体からの推薦や公募等の委員から成る「桐生市男女共同参画推進協議会」を設置し、 計画の進行状況や、男女共同参画推進に関わる重要事項等について協議を行います。協議会 からの意見等について積極的に検討を行い、よりよい施策の展開につなげていきます。

2 桐生市男女共同参画庁内推進会議

男女共同参画に関する施策について、総合的かつ計画的な推進を図るため、「桐生市男女 共同参画庁内推進会議」を設置します。推進会議を中心として、関係各課との連絡調整や情報の共有化を行うとともに、男女共同参画に関する職員の共通理解の促進及び庁内の男女共同参画の環境整備に努めます。

3 市民・事業所・各種団体との連携

市民・事業所・各種団体等が、それぞれの立場で男女共同参画に対する理解を深め、あらゆる分野で主体的に行動していけるよう、積極的に計画の周知を行うとともに、官民協働による各施策の推進に努めます。

4 計画の進行管理

各事業の実施状況については、毎年度評価を実施し、桐生市男女共同参画推進協議会において報告を行います。協議会からの意見等については、各課へフィードバックを行い、事業の進め方や目標等について見直しのうえ、PDCAサイクルを回しながら、計画の着実な進行を図ります。また、毎年度の実施状況については、ホームページ等で公表します。

